

つくばみらい 相談事例

敷 金

★ 借りていたアパートから、引っ越すことになりました。契約時に預けた敷金は、返してもらえますか？

賃料の未納や、借りていた部屋に特別な損害がなければ、敷金はすべて借主に返されます。しかし、借主の不注意や過失から生じたキズや汚れなどがあれば、修繕費を負担しなければなりません。その場合は、敷金から差し引かれます。損害が大きければ、敷金に追加して請求される場合もあります。

借りた物件は、年数が経つにつれて古くなり、普通に生活していても傷んでいきます。借主が、入居時の状態にまで戻す必要はありません。ただし、明け渡し時の借主の負担について、契約時に特約を交わしている場合もありますので、契約書を確認してください。

明け渡し時に立会いをし、請求額に納得がいかなければ、貸主とよく話し合しましょう。

国土交通省のホームページ内に、「[原状回復をめぐるトラブルとガイドラインQ&A](#)」がありますので、参考にしてください。

困ったことがあれば、消費生活センターにご相談ください。